漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状

及び個人情報の取扱いに関する同意書

　　令和　年　月　日

島根県知事　様

（委任者）

氏名　大漁　太郎

住所　島根県松江市殿町１番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ほか　15名

１　漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任

私は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）の規定に基づく報告について、⑴の者を代理人として定め、⑵に定める期間において、⑶に定める報告に係る事務を委任します。

1. 代理人

氏名　○○漁業協同組合

住所　島根県松江市●△町□番地

⑵　委任期間

　　　令和２年１２月１日から令和３年１２月３１日まで

※　なお、委任者から委任期間終了の30日前までに委任期間を延長しない旨の申出を行わない場合には、当該委任期間を１年間延長することといたします（翌年以降も同様。以下「延長された委任期間」という。）。委任期間（延長された委任期間を含む。）中に委任を解除する場合には、委任者は委任を解除する日の30日前までに代理人及び島根県知事に対してその旨を申し出ることといたします。

⑶　委任事項

ア　法第26条第１項の規定に基づく島根県知事に対する報告（漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）

イ　法第30条第１項の規定に基づく島根県知事に対する報告（非漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）

ウ　法第58条の規定により読み替えて準用する法第52条第１項の規定に基づく島根県知事に対する報告（知事許可漁業における資源管理の状況等の報告）

エ　法第90条第１項の規定に基づく島根県知事に対する報告（漁業権漁業における資源管理の状況等の報告）

２　個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、島根県の機関、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

１　委任者が複数の場合には、連名で１通の委任状を作成することもできる。

２　１の⑶の委任事項の欄について、委任する事項を限定する場合には、当該委任する事項のみ記載し、委任しない事項を削ることとする。

漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状及び個人情報の取扱いに関する同意書別紙

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 連番 | 氏　名 | 住　所 | 委任事項（※） | | | | 押印 |
| ア | イ | ウ | エ |
| 1 | 大漁　太郎 | 島根県松江市殿町1番地 | ○ | ○ | ○ | ○ | ㊞ |
| 2 | 水揚　一郎 | 島根県松江市内中原町○番地 | ○ | ○ | ○ | ○ | ㊞ |
| 3 | 漁網　三郎 | 島根県松江市外中原町△番地 | ○ | ○ | ○ | ○ | ㊞ |
| 4 |  |  |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  |  |  |  |
| 8 |  |  |  |  |  |  |  |
| 9 |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |  |  |

※ア：法第26条第１項の規定に基づく島根県知事に対する報告（特定水産資源に係る漁獲割当管理　　区分における漁獲量等の報告）

　イ：法第30条第１項の規定に基づく島根県知事に対する報告（特定水産資源に係る非漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）

　ウ：法第58条の規定により読み替えて準用する法第52条第１項の規定に基づく島根県知事に対する報告（知事許可漁業における資源管理の状況等の報告）

　エ：法第90条第１項の規定に基づく島根県知事に対する報告（漁業権漁業における資源管理の状況等の報告）